



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年9月1日金曜日 第439号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	(広報広聴課) ...	826
知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課) ...	827
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(3件).....	(経営支援課) ...	827
保安林の指定.....	(森林整備課) ...	828
保安林の皆伐面積の限度の公表.....	(") ...	828
同意の成立(特定養殖共済).....	(漁政課) ...	830
土砂災害警戒区域の指定(2件).....	(砂防課) ...	830
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(") ...	831
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件).....	(") ...	831
道路の区域変更(県道中島環状線).....	(中予地方局管理課) ...	832
道路の区域変更(県道松山東部環状線).....	(") ...	832
道路の供用開始(").....	(") ...	832
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課) ...	832
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(") ...	833
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	(") ...	833
落札者等の告示(2件).....	(教育総務課、高校教育課) ...	833

公 告

職業訓練指導員試験の実施.....	(労政雇用課) ...	834
技能検定の実施(後期).....	(") ...	834

人事委員会規則

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	(人事委員会事務局) ...	835
----------------------------------	----------------	-----

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	836
-----------------------------	---------------	-----

県議会訓令

愛媛県議会議事局規程の一部を改正する訓令.....	(議事事務局) ...	836
---------------------------	-------------	-----

公営企業訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則及び愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令.....	(公営企業管理局総務課) ...	837
---	------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第946号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県ホームページリニューアル業務一式	愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年7月5日	福泉株式会社 愛媛県松山市雄郡一丁目1番32号	46,905,100円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号の規定による

○愛媛県告示第947号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 薬物の名称

- (1) N - (1 - アミノ - 3 , 3 - ジメチル - 1 - オキソブタン - 2 - イル) - 1 - ベンジル - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシアミド及びその塩類

- (2) 1 - (ベンゾ [d] [1 , 3] ジオキソール - 5 - イル) - 2 - (ブチルアミノ) ブタン - 1 - オン及びその塩類
- (3) 2 - (エチルアミノ) - 2 - (3 - フルオロフェニル) シクロヘキサン - 1 - オン及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

令和5年9月2日

○愛媛県告示第948号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
ハローズ東予店	西条市三津屋198番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ハローズ 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号 代表取締役 佐藤 利行	株式会社ハローズ 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号 代表取締役 佐藤 利行 株式会社ワッツ西日本販売 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号 代表取締役 山野 博幸	令和5年7月14日	令和5年8月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第949号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
フジグラン重信・DCM重信店	東温市野田三丁目1番13号 外	大規模小売店舗の名称	フジグラン重信・DCMダイキ重信店	フジグラン重信・DCM重信店	令和4年9月1日	令和5年8月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第950号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
フジグラン重信・DCM重信店	東温市野田三丁目1番13号 外	駐車場の収容台数	2,222台	2,003台	令和6年4月15日	令和5年8月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第951号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

西条市中野字大久保丙198、丙199の4、丙201の1、字大久保山丙201の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大久保丙198・丙199の4・丙201の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第952号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水 源 か ん 養 保 安 林	502.20	四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。）、四国中央市新宮町、新居浜市（別子山に限る。）
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	23.10	
金 生 川 ～ 加 茂 川	水 源 か ん 養 保 安 林	373.39	新居浜市（別子山を除く。）、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。）に限る。）、四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。）、四国中央市土居町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	828.75	
中 山 川	水 源 か ん 養 保 安 林	208.52	西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。）を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部を除く。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。）
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	276.60	
今 治 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	50.14	今治市（吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。）、松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	390.06	
重 信 川	水 源 か ん 養 保 安 林	269.17	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、伊予市（中山町、双海町を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部に限る。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。）
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	617.42	
小 田 川	水 源 か ん 養 保 安 林	21.64	喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川（一部を除く。）に限る。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。）、伊予市中山町、双海町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	75.69	
肱 川	水 源 か ん 養 保 安 林	816.51	大洲市、喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川を除く。）、西予市宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部を除く。）、野村町（大野ヶ原の一部を除く。）、城川町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	109.31	
八 幡 浜 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	11.20	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部に限る。）
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	58.02	
宇 和 島 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	594.96	宇和島市（三間町及び野川の一部を除く。）、南宇和郡愛南町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	127.22	
吉 海 宮 窪 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	18.12	今治市吉海町、宮窪町
伯 方 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	19.84	今治市伯方町
弓 削 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）
上 浦 大 三 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	2.70	松山市（中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。）
四 万 十 川	水 源 か ん 養 保 安 林	546.20	宇和島市（三間町及び野川の一部に限る。）、北宇和郡鬼北町、松野町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	38.94	
仁 淀 川 上 流	水 源 か ん 養 保 安 林	792.69	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）、西予市野村町（大野ヶ原の一部に限る。）
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	50.69	

東 予	干 害 防 備 保 安 林	19.03	四国中央市（上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。）、新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。）
中 予	干 害 防 備 保 安 林	4.14	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）
南 予	干 害 防 備 保 安 林	20.02	八幡浜市、西予市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町（正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。）
東 予	保 健 保 安 林	17.92	新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。）
今 治 地 区	保 健 保 安 林	29.34	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、今治市玉川町、波方町
中 予	保 健 保 安 林	13.84	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、鏡、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、東温市（上村、牛淵、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。）、上浮穴郡久万高原町（東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。）、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）
八 幡 浜 ~ 肱 川	保 健 保 安 林	14.50	八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇 和 島 ~ 四 万 十 川	保 健 保 安 林	3.78	宇和島市（吉田町、三間町、津島町を除く。）、北宇和郡松野町
弓 削 地 区	保 健 保 安 林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県告示第953号

次の加入区の特定養殖漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

のり等養殖業（のり養殖業）

加 入 区
西条市禎瑞加入区
西条加入区

○愛媛県告示第954号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
おそふえ谷361-1	東温市山之内麓（次の図のとおり）	土石流
上池谷362-35	東温市則之内永野（次の図のとおり）	土石流

丁字ヶ谷川 362 - 39 - 1	東温市 則之内 則之内 (次の 図のと あり)	土石流
榎木谷 362 - 54	東温市 河之内 徳吉 (次の 図のと あり)	土石流
滑ヶ谷 362 - 55	東温市 河之内 徳吉 (次の 図のと あり)	土石流
障子ヶ谷 362 - 56	東温市 河之内 徳吉 (次の 図のと あり)	土石流
小谷 362 - 58	東温市 河之内 徳吉 (次の 図のと あり)	土石流
宮ノ谷 362 - 59	東温市 河之内 徳吉 (次の 図のと あり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び東温市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第955号

土石流災害警戒区域等における土石流災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土石流災害警戒区域を指定する。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中村時広

土石流災害警戒区域		
名称	指定の区域	土石流災害の発生原因となる自然現象の種類
庄2号谷 211 - 1229	松山市 庄 (次の 図のと あり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び松山市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第956号

土石流災害警戒区域等における土石流災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土石流災害警戒区域及び土石流災害特別警戒区域を指定する。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中村時広

土石流災害警戒区域			土石流災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土石流災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土石流災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
満穂本村 403 - 01	伊予郡 砥部町 満穂 (次の 図のと あり)	急傾斜地の崩壊	満穂本村 403 - 01	伊予郡 砥部町 満穂 (次の 図のと あり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び砥部町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第957号

土石流災害警戒区域等における土石流災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第8項の規定に基づき、次のとおり土石流災害警戒区域及び土石流災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中村時広

土石流災害警戒区域			土石流災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土石流災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土石流災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
おそふえ谷 361 - 1	東温市 山之内 麓 (次の 図のと あり)	土石流	おそふえ谷 361 - 1	東温市 山之内 麓 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のとおり
上池谷 362 - 35	東温市 則之内 永野 (次の 図のと あり)	土石流	上池谷 362 - 35	東温市 則之内 永野 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のとおり
丁字ヶ谷川 362 - 39 - 1	東温市 則之内 則之内 (次の 図のと あり)	土石流	丁字ヶ谷川 362 - 39 - 1	東温市 則之内 則之内 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のとおり
榎木谷 362 - 54	東温市 河之内 徳吉 (次の 図のと あり)	土石流	榎木谷 362 - 54	東温市 河之内 徳吉 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のとおり
滑ヶ谷 362 - 55	東温市 河之内 徳吉 (次の 図のと あり)	土石流	滑ヶ谷 362 - 55	東温市 河之内 徳吉 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のとおり
障子ヶ谷 362 - 56	東温市 河之内 徳吉 (次の 図のと あり)	土石流	障子ヶ谷 362 - 56	東温市 河之内 徳吉 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のとおり
小谷 362 - 58	東温市 河之内 徳吉 (次の 図のと あり)	土石流	小谷 362 - 58	東温市 河之内 徳吉 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のとおり
宮ノ谷 362 - 59	東温市 河之内 徳吉 (次の 図のと あり)	土石流	宮ノ谷 362 - 59	東温市 河之内 徳吉 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び東温市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第958号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第8項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
庄2号谷 211 - 1229	松山市庄 (次の図のとおり)	土石流	庄2号谷 211 - 1229	松山市庄 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び松山市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第959号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	中島環状線	松山市中島粟井丙96番2から 同市中島粟井丙81番5まで	旧	メートル 7.1~29.1	キロメートル 0.254	
			新	11.6~82.1	0.231	

○愛媛県告示第960号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市末町甲6番3地先から 同町甲7番3地先まで	旧	メートル 9.4~16.4	キロメートル 0.042	
			新	10.3~16.4	0.042	

○愛媛県告示第961号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市末町甲6番3地先から 同町甲7番3地先まで	令和5年9月1日

○愛媛県告示第962号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和5年9月1日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 年 月 日 定 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810700421	合同会社 A 151	愛媛県大洲市中村324番地1	井 上 加奈子	就労継続支援 B 型	らしく	愛媛県大洲市若宮566番地2	令和5年7月1日
3810700439	株式会社香寿	愛媛県大洲市中村542番地1	安 永 文 香	就労継続支援 B 型	なちゅらる	愛媛県大洲市常盤町字西側12番3	令和5年8月1日

○愛媛県告示第963号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和5年9月1日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 年 月 日 定 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850700166	株式会社長浜リハビリテーションサービス	愛媛県大洲市長浜甲35番地	梶 谷 治 夫	保育所等訪問支援	児童発達支援・放課後等デイサービスほのぼのの	愛媛県大洲市白滝甲557番地の2	令和5年7月15日
3850700166	株式会社長浜リハビリテーションサービス	愛媛県大洲市長浜甲35番地	梶 谷 治 夫	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援・放課後等デイサービスほのぼのの	愛媛県大洲市白滝甲557番地の2	令和5年7月15日

○愛媛県告示第964号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年9月1日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 年 月 日 止 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3814000257	公益財団法人 正光会	愛媛県宇和島市柿原1280番地	渡 部 三 郎	就労移行支援	多機能型事業所南生	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲204-1	令和5年5月31日
3813700014	社会福祉法人 伊方町社会福祉協議会	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1995番地1	松 田 光 一	居宅介護	三崎訪問介護事業所	愛媛県西宇和郡伊方町三崎1700番地16	令和5年7月31日
3813700014	社会福祉法人 伊方町社会福祉協議会	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1995番地1	松 田 光 一	重度訪問介護	三崎訪問介護事業所	愛媛県西宇和郡伊方町三崎1700番地16	令和5年7月31日
3813700048	社会福祉法人 伊方町社会福祉協議会	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1995番地1	松 田 光 一	居宅介護	瀬戸訪問介護事業所	愛媛県西宇和郡伊方町三机1087番地1	令和5年7月31日
3813700048	社会福祉法人 伊方町社会福祉協議会	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1995番地1	松 田 光 一	重度訪問介護	瀬戸訪問介護事業所	愛媛県西宇和郡伊方町三机1087番地1	令和5年7月31日

○愛媛県告示第965号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県県立学校庶務事務システム導入業務 一式	愛媛県教育委員会事務局 管理教育部教育総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年6月28日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国 愛媛県松山市三番町四丁目9番地6	211,409,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による

○愛媛県告示第966号

次のとおり落札者を決定した。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
県立学校校内LAN用端末機器等一式の借入れ	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年8月23日	四国通建株式会社 今治市南大門町一丁目1番地の15	9,141,000円 (月額)	一般競争入札	令和5年7月14日

公 告

○公 告

職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中村時広

1 試験を実施する職種

(1) 実技試験を実施する職種

織機調整科

(2) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種

機械科、木工科及び織機調整科

(3) 学科試験（指導方法）を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種（(2)に掲げる職種を除く。）

2 試験の実施期日

(1) 実技試験（織機調整科のみ）

令和6年1月25日（木）、26日（金）8：30～17：15

（予備日 令和6年2月1日（木）、2日（金）8：30～17：15）

（日時は、受験者の申込状況によって決定する。）

(2) 学科試験

令和6年1月27日（土）10：00～15：15

3 試験の実施場所

実技試験（織機調整科のみ）及び学科試験

今治市桜井団地四丁目1番地の1

愛媛中央産業技術専門学校

4 受験申請書の提出期間

令和5年9月1日（金）から9月29日（金）までとする。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 受験申請書の提出先

松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課

6 合格発表

令和6年2月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知する。

7 その他

(1) 受験手続の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、労政雇用課において交付する。

なお、郵送を希望する者は、宛先を明記し、120円分の郵便切手を貼った返信用封筒を同封の上、労政雇用課へ申し込むこと。

(2) この試験についての問合せは、労政雇用課職業能力開発グループ（電話（089）912-2504）にすること。

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中村時広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造	特級
工場板金、機械検査、シーケンス制御、半導体製品製造（集積回路チップ製造に係るものに限る。）、自動販売機調整、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。実技に限る。）、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図、電気製図、塗装及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）	1級及び2級
造園（学科に限る。）、機械加工、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、時計修理、冷凍空調和機器施工、家具製作、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、機械・プラント製図、電気製図及び広告美術仕上げ	3級

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

令和5年12月4日(月)から令和6年2月11日(日)までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

職 種	等 級	実 施 期 日
機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造に係るものに限る。)、配管、型枠施工及びガラス施工	1級及び2級	令和6年1月21日(日)
シーケンス制御、配管及び型枠施工	3級	
鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造	特級	令和6年1月28日(日)
工場板金、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図	1級及び2級	
造園、時計修理、冷凍空調和機器施工、家具製作及び機械・プラント製図	3級	
半導体製品製造(集積回路チップ製造に係るものに限る)、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装及び広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げに係るものに限る)	1級及び2級	令和6年2月4日(日)
機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、電気製図及び広告美術仕上げ	3級	

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

令和5年10月2日(月)から13日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

愛媛県職業能力開発協会

〒791-8057

愛媛県松山市大可賀二丁目1-28 アイテムえひめ内

電話 (089)993-7301

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 1257

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年9月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 65)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届兼通勤手当認定・確認簿(別記様式)により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1) 任命権者を異にして異動した場合(人事委員会が定める場合を除く。)</p> <p>(2) 省略</p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届兼通勤手当認定・確認簿(別記様式)により、その通勤の実情をすみやかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の<u>一</u>に<u> </u>該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1) 任命権者を異にして異動した場合<u> </u></p> <p><u> </u></p> <p>(2) 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和5年9月1日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,125,666
(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,514
(3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 240,709

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

Table with 3 columns: 選挙区別, 選挙権を有する者の総数, 同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

Table with 3 columns: 選挙区別, 選挙権を有する者の総数, 同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

県議会訓令

○愛媛県議会訓令第1号

愛媛県議会事務局

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年9月1日

愛媛県議会議長 高山 康 人

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令

愛媛県議会事務局規程（昭和39年愛媛県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後, 改正前. Contains detailed text of the ordinance amendments regarding election management regulations.

(15) 議会個人情報保護条例第28条第1項及び第2項の規定に基づく第三者の意見の聴取に関すること。

(16) 議会個人情報保護条例第38条の規定に基づく保有個人情報の提供先への通知に関すること。

(17)・(18) 省略

2 省略

第9条 省略

(総務事務改革室長の専決事項)

第10条 知事の事務部局の企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課総務事務改革室(以下「総務事務改革室」という。)の長の職にある職員(以下「総務事務改革室長」という。)は、次に掲げる事項(他の主管に属するものを除く。)について専決することができる。

(1) 扶養親族の認定に関すること。

(2) 住居手当の決定に関すること。

(3) 通勤手当の決定に関すること。

(4) 単身赴任手当の決定に関すること。

第4章 事務の代決

第11条 省略

第12条 省略

第13条 省略

第14条 省略

(総務事務改革室長の事務の代決)

第15条 総務事務改革室長が不在のときは、総務事務改革室の主幹がその事務を代決する。

2 総務事務改革室長及び総務事務改革室の主幹が不在のときは、あらかじめ総務事務改革室長の指定した職員が代決することができる。

(代決の制限)

第16条 第11条から前条までの規定にかかわらず、重要若しくは異例に属する事項又は新規の計画に関する事項については、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を示されるか又は急施を要すると認められる事項については、この限りでない。

第17条 省略

第18条 省略

第19条 省略

第20条 省略

第21条 省略

第22条 省略

第23条 省略

第24条 省略

別表(第21条関係) 省略

定に基づく事案の移送に関すること。

(15) 愛媛県個人情報保護条例第27条第1項及び第2項の規定に基づく第三者の意見の聴取に関すること。

(16) 愛媛県個人情報保護条例第38条の規定に基づく個人情報の提供先への通知に関すること。

(17)・(18) 省略

2 省略

第9条 省略

第4章 事務の代決

第10条 省略

第11条 省略

第12条 省略

第13条 省略

(代決の制限)

第14条 第10条から前条までの規定にかかわらず、重要若しくは異例に属する事項又は新規の計画に関する事項については、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を示されるか又は急施を要すると認められる事項については、この限りでない。

第15条 省略

第16条 省略

第17条 省略

第18条 省略

第19条 省略

第20条 省略

第21条 省略

第22条 省略

別表(第19条関係) 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第6号

公営企業管理局
各事業所

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則及び愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年9月1日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則及び愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令

(愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正)

第1条 愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則(昭和46年愛媛県公営企業訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(帳簿)</p> <p>第17条 所属長は、危険作業従事命令簿(様式第1号)、用地交渉等業務手当支給明細書(様式第5号の2)、結核病棟勤務命令簿(様式第6号)、病理細菌取扱勤務命令簿(様式第7号)、放射線技術勤務命令簿(様式第8号)、伝染病医療従事命令簿(様式第9号)、精神病棟等勤務命令簿(様式第9号の2)、夜間看護従事命令簿(様式第12号)、救急待機命令簿(様式第12号の2)、夜間看護等手当支給整理簿(様式第12号の3)、航空業務従事命令簿(様式第13号の2)、救急医療従事命令簿(様式第14号)、救急医療従事手当整理簿(様式第15号)及び診療応援業務従事簿(様式第16号)を作成し、必要な事項を記入し、保管しなければならない。ただし、<u>所属長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)</u>と職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するときは、当該電子情報処理組織への記録をもつて<u>危険作業従事命令簿、用地交渉等業務手当支給明細書、結核病棟勤務命令簿、病理細菌取扱勤務命令簿、放射線技術勤務命令簿、伝染病医療従事命令簿、精神病棟等勤務命令簿、夜間看護従事命令簿、救急待機命令簿</u>、航空業務従事命令簿、救急医療従事命令簿、<u>救急医療従事手当整理簿及び診療応援業務従事簿</u>の作成、記入及び保管に代えることができる。</p>	<p>(帳簿)</p> <p>第17条 所属長は、危険作業従事命令簿(様式第1号)、用地交渉等業務手当支給明細書(様式第5号の2)、結核病棟勤務命令簿(様式第6号)、病理細菌取扱勤務命令簿(様式第7号)、放射線技術勤務命令簿(様式第8号)、伝染病医療従事命令簿(様式第9号)、精神病棟等勤務命令簿(様式第9号の2)、夜間看護従事命令簿(様式第12号)、救急待機命令簿(様式第12号の2)、夜間看護等手当支給整理簿(様式第12号の3)、航空業務従事命令簿(様式第13号の2)、救急医療従事命令簿(様式第14号)、救急医療従事手当整理簿(様式第15号)及び診療応援業務従事簿(様式第16号)を作成し、必要な事項を記入し、保管しなければならない。ただし、<u>管理者の指定する</u>電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)<u>と職員の使用に係る電子計算機とを</u>電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するときは、当該電子情報処理組織への記録をもつて_____結核病棟勤務命令簿、病理細菌取扱勤務命令簿、放射線技術勤務命令簿、伝染病医療従事命令簿、精神病棟等勤務命令簿、夜間看護従事命令簿、救急待機命令簿、<u>夜間看護等手当支給整理簿、航空業務従事命令簿、救急医療従事命令簿、救急医療従事手当整理簿及び診療応援業務従事簿</u>の作成、記入及び保管に代えることができる。</p>

(愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部改正)

第2条 愛媛県公営企業管理局事務決裁規則(昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 局長、課長、課長補佐、主幹又は知事の事務部局の企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課総務事務改革室(以下「総務事務改革室」という。)の長の職にある職員(以下「総務事務改革室長」という。)<u>が</u>、常時、管理者に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(代決者)</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">決裁者</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">代決者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1次代決者</td> <td style="text-align: center;">第2次代決者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	決裁者	代決者		第1次代決者	第2次代決者	省略			<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 局長、課長、課長補佐<u>又は主幹</u> _____<u>が</u>、常時、管理者に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(代決者)</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">決裁者</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">代決者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1次代決者</td> <td style="text-align: center;">第2次代決者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	決裁者	代決者		第1次代決者	第2次代決者	省略		
決裁者		代決者															
	第1次代決者	第2次代決者															
省略																	
決裁者	代決者																
	第1次代決者	第2次代決者															
省略																	

課長補佐又は主幹	省略	
総務事務改革室長	総務事務改革室の主幹	総務事務改革室長が指定した職員

2 省略

別表第2（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項

省略

備考1 省略

2 総務事務改革室長の担当事務に係る総務課の表9の部
 2の項⁽²⁾及び⁽³⁾の規定の適用については、同表決裁区分
 の欄中「課長」とあるのは、「総務事務改革室長」とす
 る。

課長補佐又は主幹	省略	
----------	----	--

2 省略

別表第2（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項

省略

備考 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。